一般社団法人ＩＣＴ　ｆｏｒ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ

定款

令和　１年　７月　１日　作成

一般社団法人ＩＣＴ　ｆｏｒ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ定款

第１章　総則

（名称）

第 １ 条　当法人は、一般社団法人ＩＣＴ　ｆｏｒ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔと称する。

（目的）

第 ２ 条　当法人は、広く一般市民及び企業や学校等の法人に対し、情報通信技術を用いた国際開発についての情報提供、啓発、関心を持つ者同士のコミュニティの構築、また、情報通信技術の国際開発における利活用促進を行うことによって、国際開発の推進と経済の活性化及び社会教育の推進を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

１　国際開発に資する情報技術、情報通信技術の普及、啓発に関する事業

２　各種講演会、研修会、セミナー、イベント等の企画、立案、運営及び実施に関する事業

３　各種コンサルティング、カウンセリング、コーチング及びマネジメント等に関する事業

４　就学、就労、海外留学等についての相談及び支援に関する事業

５　出版業、執筆業並びに会報誌、機関誌、書籍等の企画、編集、製作、出版、刊行、販売、卸及び輸出入に関する事業

６　関係団体、個人等に対する連絡、協力、調整、連携、交流、提言及び支援に関する事業

７　国際協力の推進及び国際交流の促進に関する事業

８　各種情報提供に関する事業

９　前各号に附帯又は関連する一切の事業

（主たる事務所の所在地）

第 ３ 条　当法人は、主たる事務所を埼玉県草加市に置く。

（公告方法）

第 ４ 条　当法人の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第２章　会　員

（入会及び会員区分）

第 ５ 条　当法人の会員は次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員とする。

(1)　正会員　　当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2)　賛助会員　当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

２　当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第 6 条　会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

２　入会金及び会費の額は社員総会において定める。

３　納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

（資格の喪失）

第 7 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)　退会したとき

(2)　後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3)　死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(4)　会費の納入が継続して半年以上されなかったとき

(5)　除名されたとき

（除名）

第 8 条　会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上の多数による決議に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、その社員総会の日から一週間前までにその旨を通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき

(2)　当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

第３章　社員総会

（定時社員総会の招集時期）

第 9 条　定時社員総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集する。

（社員総会の招集権者）

第 10 条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

（社員総会の議長）

第 11 条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

２　代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

（議決権の数）

第 12 条　社員は、各１個の議決権を有する。

（社員総会の決議）

第 13 条　社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第４９条第２項各号所定の特別決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第４章　理事

（理事の員数及び選任）

第 14 条　当法人の理事は、１名以上とする。

２　当法人の理事は、社員総会の決議によって選任する。

（理事の任期）

第 15 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

２　任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（代表理事）

第 16 条　当法人の理事が２名以上ある場合は、そのうち１名以上を代表理事とし、理事の互選によってこれを定める。

（理事の報酬及び退職慰労金）

第 17 条　理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第５章　基金

（基金を引き受ける者の募集）

第 18 条　当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（基金の拠出者の権利に関する規定）

第 19 条　拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

（基金の返還の手続）

第 20 条　基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第６章　計算

（事業年度）

第 21 条　当法人の事業年度は、毎年８月１日から翌年７月３１日までの年１期とする。

第７章　附則

（最初の事業年度）

第 22 条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和２年７月３１日までとする。

（設立時役員）

第 23 条　当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事　　竹内　知成

設立時理事　　狩野　剛

設立時代表理事　竹内　知成、狩野　剛

（設立時社員）

第 24 条　当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

埼玉県草加市草加５丁目８番１６号

設立時社員　竹内　知成

静岡県駿東郡長泉町下土狩５２３番地の１

ベルシャトー５０１号室

設立時社員　狩野　剛

（法令の準拠）

第 25 条　この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。